

第 6 回 自動車関係税制のあり方に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成 25 年 9 月 13 日 (金) 10 時～12 時
- 2 場所 合同庁舎 2 号館 7 階 省議室
- 3 出席者 神野会長、熊野委員、小山委員、中村委員、上村委員、大塚委員、
柏木委員、小西委員、佐藤委員、勢一委員、宗田委員、鈴木委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ①これまでの議論を踏まえた論点の整理について
 - ②自由討議
- (3) 閉会

5 議事の経過

- これまでの議論を踏まえた論点（案）について事務局より説明を行った上で自由討議し、当該論点につき整理を行った。

(以下、議論の主な内容)

- 排出ガス（NO_x・PM）対策へのインセンティブについては、課税標準の段階で組み込むことは困難であるので、現在のエコカー減税などで考慮されている部分は今後も維持していくべきではないか。
- グリーン化という観点からすれば、車体課税と燃料課税を合わせた全体パッケージとしてのインセンティブを働かせることが将来的に重要な論点になってくるのではないか。
- ハイブリッド自動車の売れ行きが伸びている現状からすれば、現行のエコカー減税はすでに役割を果たしたと考えられ、今後は、減税の対象を今後売れ行きを伸ばしていくべき自動車、例えば電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等にシフトしていくことで、税収を確保していくべきではないか。
- CO₂排出量のみを課税標準にしてしまうと税収減が著しいため、例えば排

気量との両立てにするといったように、課税標準として2つのものを立てることが望ましいのではないか。

- 道路や橋梁など公共インフラの老朽化が進んでおり、その維持・管理に地方公共団体も大きな財源を必要としていることから、車体課税で税収確保することが必要ではないか。
- 自動車税が道路損傷負担金としての性格を有しているという点についても、論点として出しておくべきではないか。
- 自動車関係諸税の一部は公害健康被害補償制度の財源の一部になっている点は、今後も考慮していくべきではないか。
- 本検討会として、「財源の確保」という点が最も大事であるという姿勢を全面的に出していくべきではないか。
- 軽自動車や小型自動車が特に地方部の日常生活における生活必需品となっているという側面はあるが、一定の税収を確保しようとする場合に、地域住民の負担軽減はある程度に収める必要があり、また、地域住民とは何かの定義も議論する必要が出てくるのではないか。
- 一定の軽自動車と小型自動車の間に見られる著しい格差については縮小されるべきではないか。
- 軽自動車の維持費の割安感は税制が作り出している部分が大きく、市場をゆがめている点があると考えられ、これを是正することは重要ではないか。したがって、軽自動車と小型自動車の格差の是正は、財源確保のためではなく、あくまで負担の公平化を目的とするものであるというのが原則論ではないか。
- 自動車税と軽自動車税の一本化は、市町村の税目や課税自主権の縮小につながることを考えれば、困難ではないか。
- 自動車取得税は、概ね7割が市町村の、3割が道府県の財源となっており、廃止による財源を道府県・市町村がそれぞれ適切に確保できるような仕組みについて議論されるべきではないか。

- グリーン化を進めていくためにはやはり取得段階での課税がある程度必要であると考えられ、自動車税及び軽自動車税の中にこれをどのように組み込んでいくのが重要であり、これによって自動車取得税の廃止による財源をある程度カバーしていくという方向が妥当なのではないか。
- 徴収効率という観点からすれば、市町村が自ら徴収する部分を従来より極端に増やすのではなく、例えば現行の自動車取得税のように、道府県が徴収し、交付金として市町村に交付するという形も維持していくことが望ましいのではないか。
- 自動車をもたらす行政需要は、道路や橋梁に限らず、警察費に占める交通安全対策や人件費、環境対策費など、幅広いものであるが、このような行政需要のトータルと自動車関係諸税を比較すれば、明らかに行政需要の方が大きい。このような現状からすれば、自動車税と比較して低すぎる軽自動車税の税率を引き上げることに妥当性はあると言えるのではないか。

(以上)